

**「保育士・幼稚園教諭等に対する3%程度
(月額9,000円)の処遇改善」
等について**

令和4年(2022年)1月12日

**文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課
専門官(新制度・人材確保支援担当)
松本 向貴**

自己紹介

松本 向貴（まつもと こうき）

昭和62年（1987年） 兵庫県生まれ

平成6年（1994年） 私立大谷幼稚園卒（山形県）

平成25年（2013年） 文部科学省 入省（青少年の体験活動、学校施設整備…）

平成30年（2018年） 米国留学（スタンフォード大学 教育学・公共政策学修士）

令和2年（2020年） 初等中等教育局 幼児教育課 企画係長

令和3年（2021年） 初等中等教育局 幼児教育課 専門官（新制度・人材確保支援担当）



第3章 取り組む施策

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

（2）公的部門における分配機能の強化等

① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置⁴⁸を、来年2月から前倒しで実施する。

48 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

保育士・幼稚園教諭等に対する3%程度（月額9,000円）の処遇改善

令和3年度補正予算：781億円 ※いずれも内閣府予算計上
令和4年度予算案：1兆4,918億円の内数

1. 事業概要

保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

※1 令和3年度補正予算により令和4年2月から9月の間公定価格とは別の補助金（国10/10）で補助。令和4年10月以降については、令和4年度当初予算案において、公定価格の見直し（注）により同様の措置を講じる（国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4）。

（注）公立の保育所・幼稚園・認定こども園については地方交付税措置を予定。

※2 上記とは別に、補正予算において、令和4年4月から9月の間、国家公務員給与改定に伴う令和4年度公定価格の減額分（人件費▲0.9%）に対応する金額を上乗せして補助。令和4年10月以降の取扱いについては、令和4年人事院勧告の内容を踏まえて対応予定。

2. 対象者

保育所や幼稚園等に勤務する職員

※1 役員を兼務する施設長を除く。

※2 補助額については公定価格上の配置基準（調理員や事務職員等の保育士・幼稚園教諭以外の職種も含む。）に基づいて算定するが、施設が独自に加配している職員も含めて一定の賃金改善が可能となるよう、実際の賃金改善に当たっては施設の判断で柔軟な配分が可能。

3. 実施要件

①令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当により、補助額以上の賃金改善を実施すること

※1 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。

※2 令和4年4月分以降は、国家公務員給与改定により見込まれる公定価格の減額分（人件費▲0.9%）に対応する補助を行うことを踏まえ、当該減額分を賃金水準に反映しないことを要件とする。

②賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること

4. 対象施設・事業所

・特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）

※公立の施設・事業所含む。

・特定地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

<資金の流れ>



保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の補助額の算出方法について

□ 交付額の方法（交付要綱案（抜粋））

交付金の交付の額は、次により算定された額とする。

- (1) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に「補助率」を乗じて得た額を交付額とする。

【別表】（案）

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
保育士等 処遇改善 臨時特例 交付金	保育士・幼稚園教諭等 処遇改善臨時特例 事業	施設・事業所ごとに次により算出された額の合計額 1. 賃金改善部分 補助基準額 × 年齢別平均利用児童数（見込）※ × 事業実施月数 2. 国家公務員給与改定対応部分 補助基準額 × 年齢別平均利用児童数（見込）※ × 事業実施月数 ※ 令和3年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童数を含む。）の総数を12で除して得た数をいう。なお、算出に当たっては、令和3年12月までは実績値とし、令和4年1月以降は推計値とする。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。こと。	保育士・幼稚園教諭等 処遇改善臨時特例 事業の実施に必要な 経費	10/10

【補助基準額のイメージ】

地域区分	定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与改定対応部分
20/100 地域	20人	4歳以上児	〇〇円	●●円
		3歳児	〇〇円	●●円
		1・2歳児	〇〇円	●●円
		乳児	〇〇円	●●円
	21人から 30人まで	4歳以上児	〇〇円	●●円
		3歳児	〇〇円	●●円
		1・2歳児	〇〇円	●●円
		乳児	〇〇円	●●円

- ① 単価表は公定価格に準拠し、「地域区分、施設・事業類型、定員区分、年齢区分」別に作成
- ② 「賃金改善部分」は、保育士・幼稚園教諭等に対する3%程度の処遇改善に対応した補助
 <補助基準額の算定根拠> ※地域区分に関わらず同額
 ・ 公定価格上の算定対象職員数（非常勤は常勤換算）× 9,000円 × 社会保険料率
- ③ 「国家公務員給与改定対応部分」は、R3人勸を受けた国家公務員給与改定に伴う公定価格の減額分（▲0.9%）に対応した補助
 <補助基準額の算定根拠>
 ・ 令和4年度公定価格における人事院勧告反映前後の差額相当額

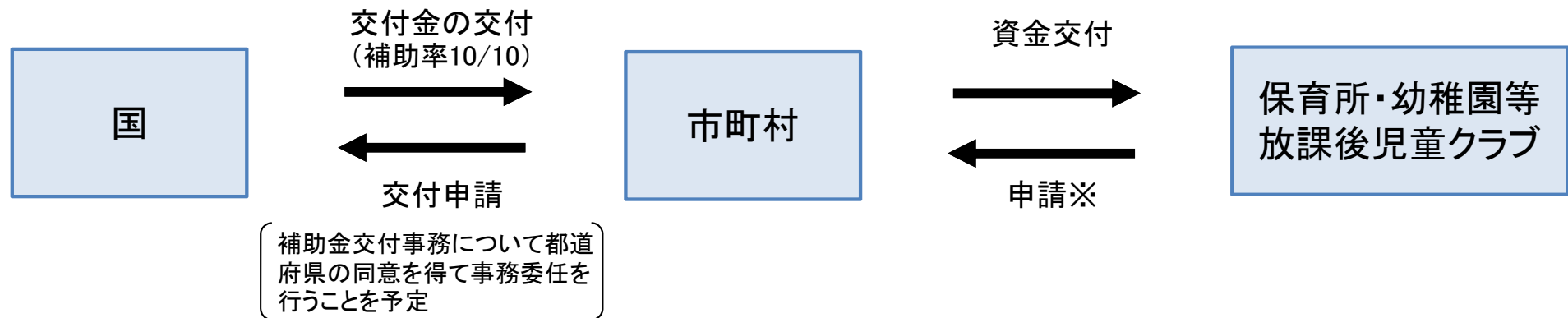
※ 「公定価格上の算定対象職員数」「令和4年度公定価格における人事院勧告反映前後の差額相当額」は、各施設の加算の取得状況（例：3歳児配置改善加算等）により異なるが、簡素化のため平均的な加算取得率により算定

保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善の執行の流れについて

資金の流れ

○内閣府において新規交付金(保育士等処遇改善臨時特例交付金)を設け、以下の①～③について補助。

- ① 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善(保育士・幼稚園教諭等臨時特例事業)
- ② 放課後児童支援員等に対する処遇改善(放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業)
- ③ ①及び②の実施に係る地方自治体(都道府県・市町村)の事務費



※本補助金の申請に当たっては、**現行の処遇改善等加算と同様に、申請時に賃金改善計画書の提出を求める。また、事業終了後には、賃金改善実績報告書及び添付資料(賃金規程、賃金台帳等)の提出を求め、内容の確認を行う。**

※令和3年度中に賃金の引上げを実施することが要件であることに留意。

今後の執行に係るスケジュール

- ・令和3年12月23日 事業実施要綱発出
- ・令和4年1月中旬 交付要綱発出
- ・令和4年1月下旬 交付申請提出期限【1回目】(都道府県→国)
- ・令和4年2月中旬 交付決定【1回目】(国→都道府県)
- ・令和4年2月下旬 交付申請提出期限【2回目】(都道府県→国)
- ・令和4年3月中旬 交付決定【2回目】(国→都道府県)

※令和3年度の交付申請において、令和4年度分も一括して申請を行うことも可能。(この場合、令和4年度分については地方自治体において繰越手続を行うことが必要。)

※令和4年度における交付申請手続については、令和4年度分の交付要綱を改めて発出した後に実施。

具体的な執行スケジュール

(令和3年度分(2月・3月分)と令和4年度分(4月～9月分)に分けて執行する場合)

	令和3年度				令和4年度						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～
国	<p>→ 説明会実施、実施要綱発出</p>	<p>→ 交付要綱(R3年度分)発出</p>	<p>↑ 交付決定(2・3月分)(1回目)</p>	<p>↑ 交付決定(2・3月分)(2回目)</p>	<p>→ 予算の繰り越し</p>	<p>→ 交付要綱(R4年度分)発出</p>	<p>↑ 交付決定(4～9月分)</p>			<p>▲ 交付決定(4～9月分)(2回目)</p>	
市町村	<p>施設等への説明</p>	<p>↑ 施設等からの申請受付</p>	<p>→ 国への交付申請(2・3月分)</p>	<p>→ 予算議決</p>							
施設	<p>→ 補助額の算定</p>	<p>→ 賃金改善方法の検討</p>	<p>→ 給与規程の改正</p>	<p>→ 給与支払(2月・3月分) ※一時金可</p>							
					<p>→ 施設等への交付(2・3月分)</p>	<p>→ 国への交付申請(4月～9月分)</p>	<p>→ 国への交付申請(4月～9月分)(2回目)</p>				
											<p>→ 施設等への交付(4月～9月分)</p>
											<p>→ 4月～9月分の給与への反映、給与支払</p>

公定価格の見直しにより同様の措置を講じる

※ 放課後児童クラブも同様のスケジュールを想定。

具体的な執行スケジュール

(令和3年度に、令和3年度分(2月・3月)と令和4年度分(4月～9月)を一括で交付する場合)

	令和3年度				令和4年度						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～
国	<p>→ 説明会実施、実施要綱発出</p>	<p>→ 交付要綱(R3年度分)発出</p>	<p>→ 交付決定(1回目)</p>	<p>→ 交付決定(2回目)</p>							
	<p>→ QAの発出・随時更新</p>										
		<p>→ コールセンターの設置</p>									
市町村	<p>→ 施設等への説明</p>	<p>→ 施設等からの申請受付</p>	<p>→ 国への交付申請(2月～9月分)</p>	<p>→ 予算案作成</p>	<p>→ 予算議決</p>	<p>→ 予算の繰り越し</p>					
		<p>→ 施設等への交付(2・3月分)</p>	<p>→ 施設等への交付(4月～9月分)</p>								
施設	<p>→ 補助額の算定</p>	<p>→ 賃金改善方法の検討</p>	<p>→ 給与規程の改正</p>	<p>→ 給与支払(2月・3月分) ※一時金可</p>	<p>→ 4月～9月分の給与への反映、給与支払</p>						

公定価格の見直しにより同様の措置を講じる

※ 放課後児童クラブも同様のスケジュールを想定。

別紙様式 1

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書

令和4年 月 日

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

1. 補助額

① 事業実施期間	令和4年 月 ~ 令和4年 月
令和3年度	
② 補助見込額(賃金改善部分)	
③ 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	
④ 調整後補助見込額(賃金改善部分)(②+③)	0円
令和4年度	
⑤ 補助見込額(賃金改善部分)	
⑥ 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	
⑦ 調整後補助見込額(賃金改善部分)(⑤+⑥)	0円
⑧ 補助見込額(国家公務員給与改定対応部分)	
⑨ 調整後補助見込額合計(賃金改善部分)(④+⑦)	0円
⑩ 補助見込額合計(②+⑤+⑧)	0円

※ ②・⑤・⑧欄については、補助基準額、年齢別平均利用児童数(見込)及び事業実施月数により算定された金額を記入すること。

※ ③・⑥欄については、同一設置者・事業者が運営する他の施設・事業所から本事業の補助額の一部を受け入れた場合には当該金額を正の値で、他の施設・事業所へ拠出した場合は当該金額を負の値で記入すること。

別紙様式 1 (続き)

2. 賃金改善額

令和3年度	
① 賃金改善見込額	
② 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	
令和4年度	
③ 賃金改善見込額	
④基本給及び決まって毎月支払う手当 ⑤基本給及び決まって毎月支払う手当の割合)	(0.0%)
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	
⑦ 賃金改善額合計((①+②)+(③+⑥))	0円
⑧ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している	
⑨ 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。	
⑩ 令和4年10月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持	

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和4年 月 日
 事業者名
 代表者名

別紙様式1別添1

施設・事業所名

賃金改善内訳(職員別内訳)

No	職員名	職種 ※2	常勤・非常勤の別 ※3	常勤換算値 ※4	令和3年度		令和4年度			備考 ※7
					賃金改善見込額 ※5	賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	賃金改善見込額 ※5		賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	
							基本給及び決まって毎月支払う手当	その他		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
総額					0円		0円	0円	0円	

【記入における留意事項】

- ※1 施設・事業所に現に勤務している職員全員(職種を問わず、非常勤を含む。)を記入すること。
- ※2 職員の職種(施設長、主任保育士、保育士、調理員、事務職員等)を記入すること。
- ※3 「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間(所定労働時間)の全てを勤務する者、又は1日6時間以上かつ20日以上勤務している者をいう。「非常勤」とは常勤以外の者をいう。
- ※4 常勤換算値について、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については、以下の算式によって得た値とする。
 【算式】

$$\text{常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計} \div \text{各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数} = \text{常勤換算値}$$
- ※5 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を除く。
- ※6 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分については以下の算式により算定することを標準とする。
 【算式】

$$\text{令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額} \div \text{令和2年度における賃金の総額} \times \text{賃金改善額}$$
- ※7 備考欄には、事業実施期間中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額(低額、賃金改善を実施しない場合も含む)である場合についてはその理由を記入すること。

施設・事業所名

同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名※	他事業所への拠出額	他事業所からの受入額
例 1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000円	
合計				0円	0円

※ 同一事業者が運営する全ての施設・事業所(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設)について記入すること。

別紙様式 2

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書

令和4年 月 日

市 町 村 名										
施設・事業所名										
施設・事業所類型										
施設・事業所番号										

1. 補助額

① 事業実施期間	令和4年 月 ~ 令和4年 月
令和3年度	
② 補助実績額(賃金改善部分)	
③ 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額	
④ 調整後補助実績額(賃金改善部分)(②+③)	0円
令和4年度	
⑤ 補助実績額(賃金改善部分)	
⑥ 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額	
⑦ 調整後補助実績額(賃金改善部分)(⑤+⑥)	0円
⑧ 補助実績額(国家公務員給与改定対応部分)	
⑨ 調整後補助実績額合計(賃金改善部分)(④+⑦)	0円
⑩ 補助実績額合計(②+⑤+⑧)	0円

※ ②・⑤・⑧欄については、補助基準額、年齢別平均利用児童数(見込)及び事業実施月数により算定された金額を記入すること。

※ ③・⑥欄については、同一設置者・事業者が運営する他の施設・事業所から本事業の補助額の一部を受け入れた場合には当該金額を正の値で、他の施設・事業所へ拠出した場合は当該金額を負の値で記入すること。

別紙様式2別添1

施設・事業所名

賃金改善内訳(職員別内訳)

No	職員名	職種 ※2	常勤・非常勤の別 ※3	常勤換算値 ※4	令和3年度		令和4年度			賃金改善月額 ※7							備考 ※8		
					賃金改善額 ※5	賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	賃金改善額 ※5		賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	令和3年度	令和4年度								
							基本給及び決まって毎月支払う手当	その他		平均	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分		平均	
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			
総額					0円		0円	0円	0円										

【記入における留意事項】

※1 施設・事業所に現に勤務している職員全員(職種を問わず、非常勤を含む。)を記入すること。

※2 職員の職種(施設長、主任保育士、保育士、調理員、事務職員等)を記入すること。

※3 「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間(所定労働時間)の全てを勤務する者、又は1日6時間以上かつ20日以上勤務している者をいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。

※4 常勤換算値について、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については、以下の算式によって得た値を記入すること。

〔算式〕

常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数=常勤換算値

※5 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を除く。

※6 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分については以下の算式により算定することを標準とする。

〔算式〕

令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷令和2年度における賃金の総額×賃金改善額

※7 職員ごとの賃金改善月額について以下の算式によって得た金額を記入すること。

〔算式〕

当該月における賃金改善額÷常勤換算値=賃金改善月額

※8 備考欄には、事業実施期間中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額(低額、賃金改善を実施しない場合も含む)である場合についてはその理由を記入すること。

幼稚園の教育体制支援事業（私学助成園）

令和4年度予算額(案) 9億円
 (前年度予算額) 5億円
 令和3年度補正予算額 36億円



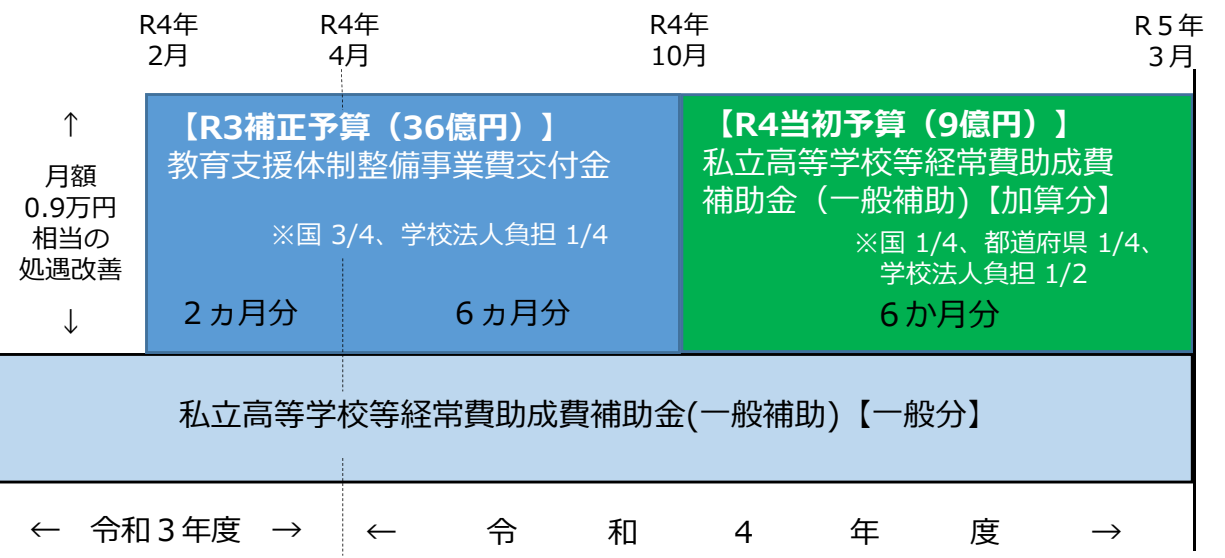
背景

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提とし、収入を引き上げるため措置を来々2月から前倒しで実施。
- 私学助成園の幼稚園教諭についても、同様に月額0.9万円相当の処遇改善に取り組む幼稚園に対して、必要な経費を支援。

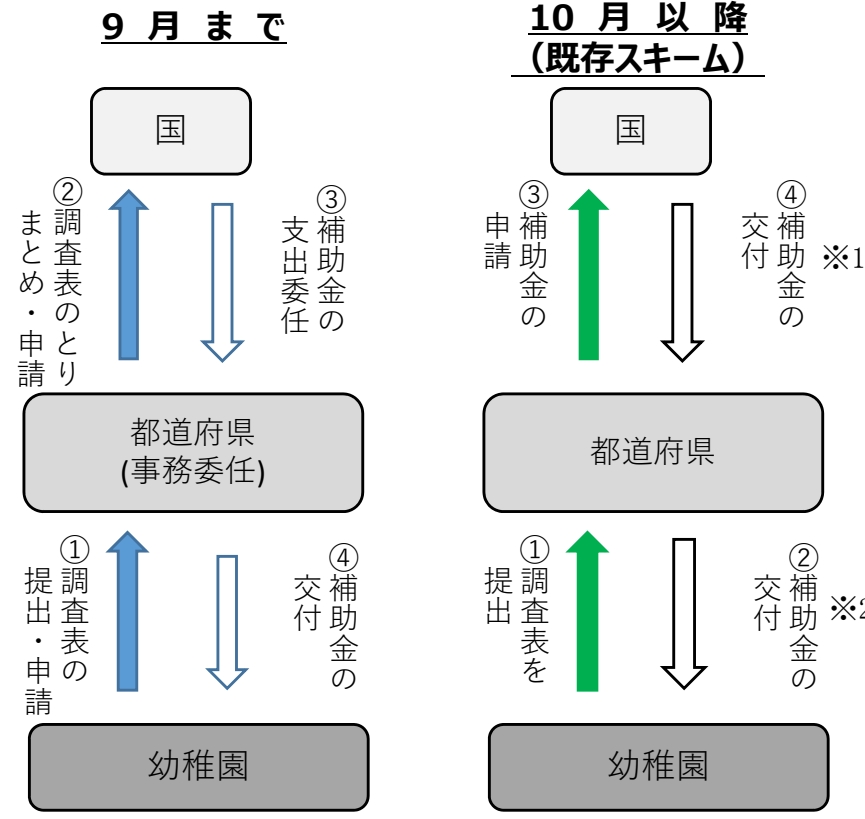
「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」
 (令和3年11月19日(金)閣議決定)
 Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動
 2. 分配戦略 (2) 公的部門における分配機能の強化等
 ① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等に対応

事業概要

- 事業のポイント
 - ✓通常のベースアップ・定期昇給を超えて、各園において行う処遇改善分を支援。ただし、一時的なものではなく、後年度にわたり効果が及ぶものを対象。
 - ✓R3補正予算（教育支援体制整備事業費交付金）では、令和4年2月～9月分までの8ヵ月分の処遇改善に必要な経費を措置。
 - ✓令和4年10月～令和5年3月分までの6ヵ月分の処遇改善に必要な経費については、既存のスキーム（私立高等学校等経常費助成費補助金）にて対応。



事業スキーム



※1 都道府県が実施した経費の一部を補助
 ※2 都道府県の補助

補助割合

R3補正予算：国 3/4、学校法人負担 1/4
 R4当初予算：都道府県負担額の1/2以内を国が補助

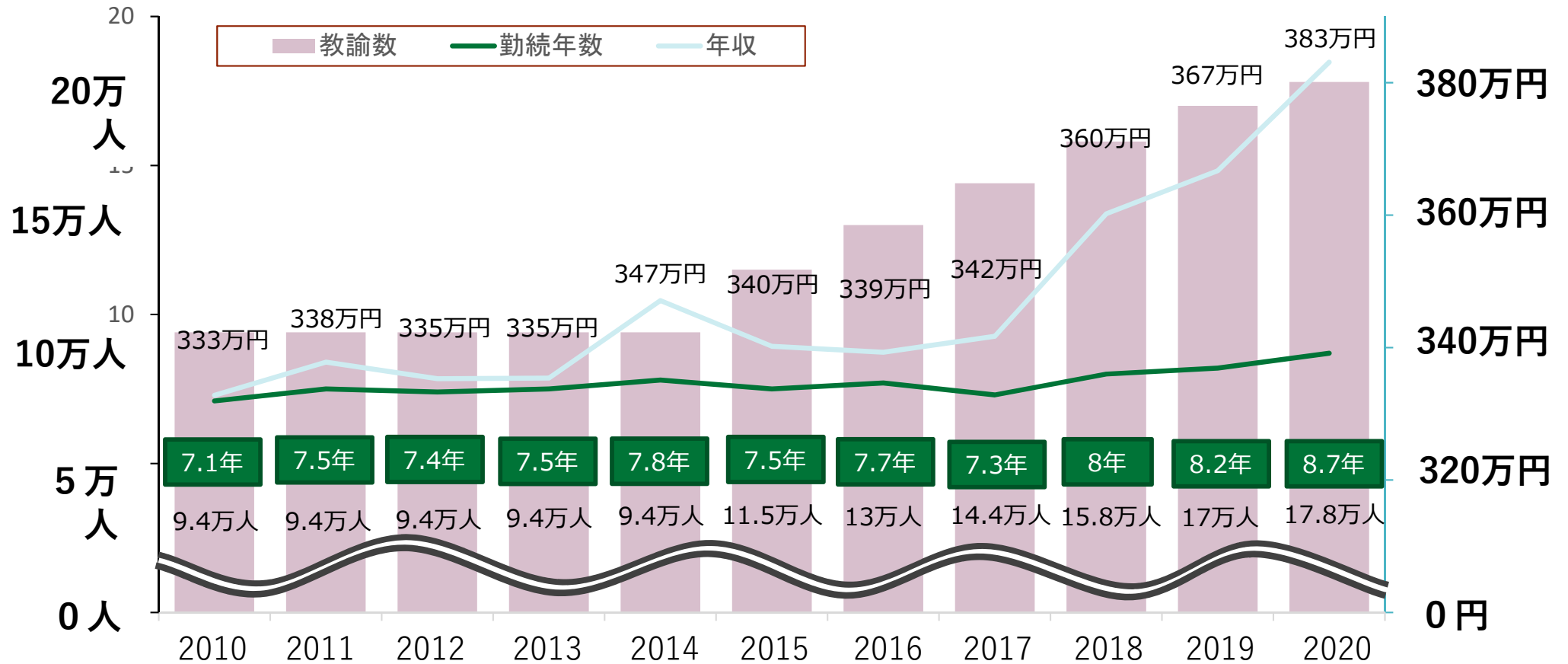
対象者

約5万人（給与支給される専任教員、兼務教員）
 ※上記に加え、調理員等も対象

15

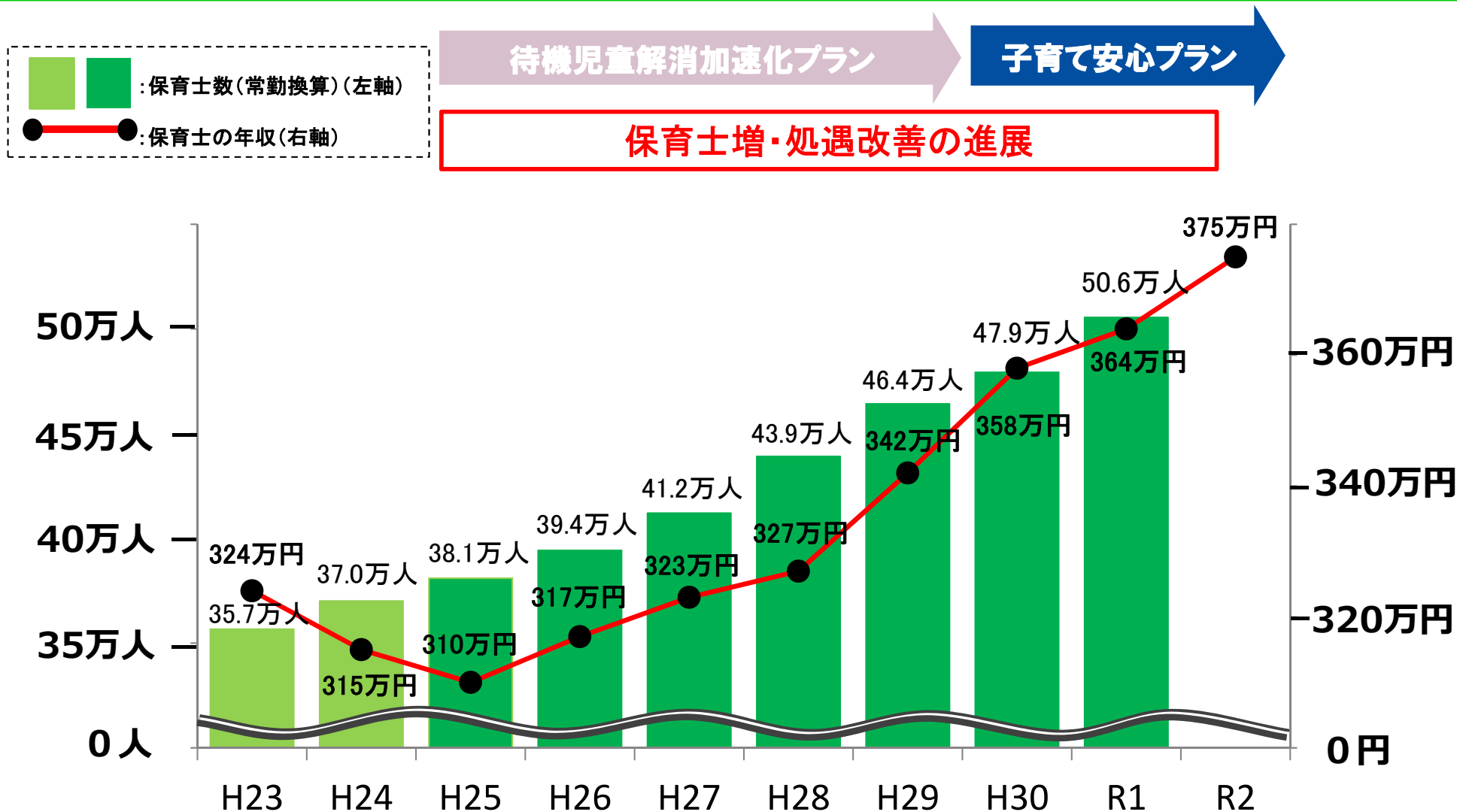
なぜ、処遇改善を行うのか？

「幼稚園教諭数」、「幼稚園教諭の勤続年数」及び「幼稚園教諭の年収」の推移



- ※「幼稚園教諭数」は、「学校基本調査」より、各年5月1日時点の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）における主幹教諭、指導教諭、教諭、講師等（本務のみ）を合計し算出。平成27年度より、幼保連携型認定こども園における主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、講師、教諭等（本務のみ）に、幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許保持率（内閣府調べ、平成27年度は次年度等の値から推計）を乗じた数値を合計している。
- ※「幼稚園教諭の勤続年数」は、「賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」における「幼稚園教諭」より引用。
- ※「幼稚園教諭の年収」は、「賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」における「幼稚園教諭」の各年6月の賃金の12倍と前年の賞与を合計して算出。同調査の「幼稚園教諭」には、平成27年度以降は幼保連携型認定こども園における保育教諭の一部が含まれる（この点については、下の勤続年数も同じ）。
- ※「幼稚園教諭の勤続年数」及び「幼稚園教諭の年収」については、令和2年より「賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」における復元倍率の計算方法の変更と職種区分変更に伴って保育教諭のデータが含まれていることから、令和元年以前の結果との比較には留意が必要。

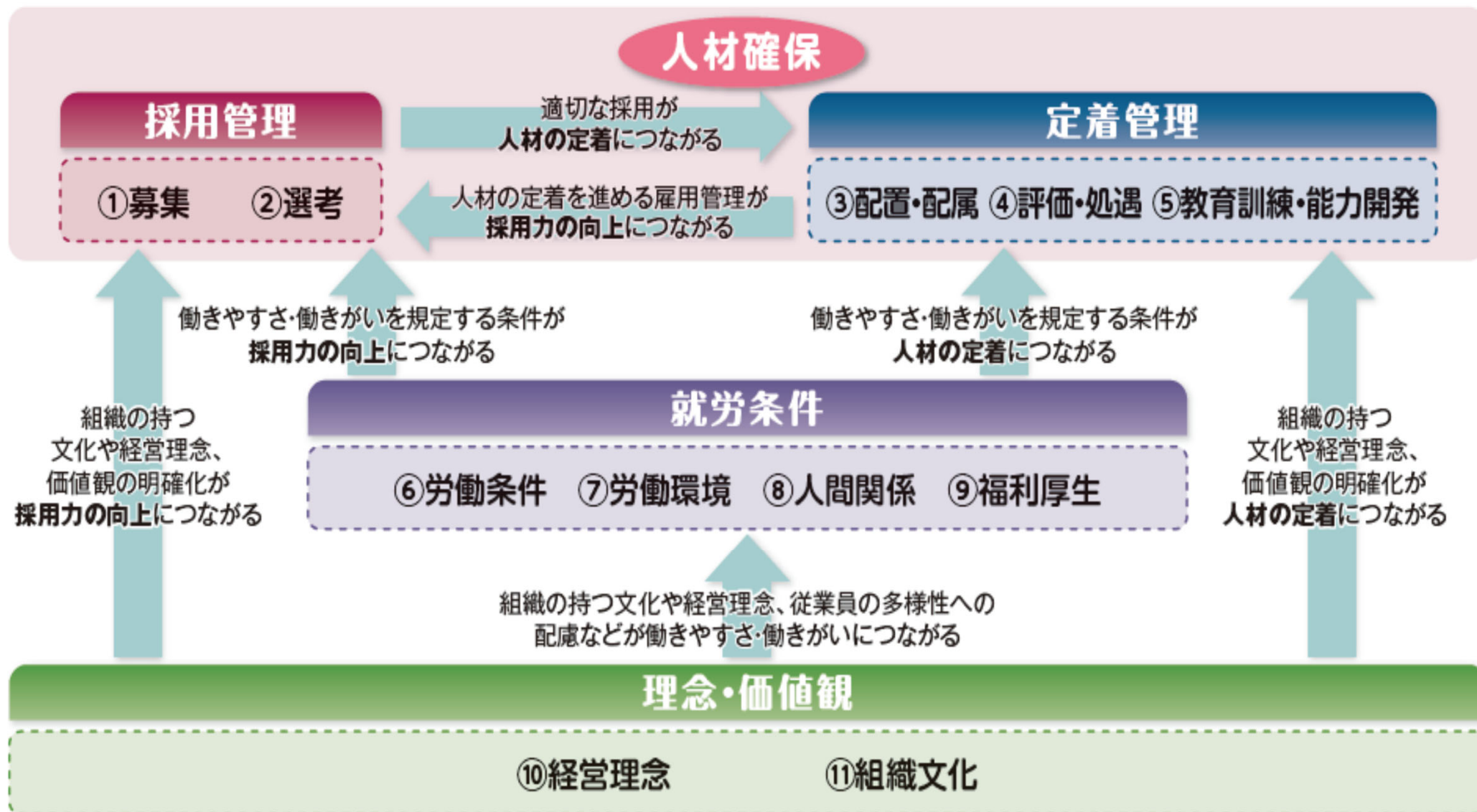
「保育士数」と「保育士の年収」の推移



※ 「保育士数」は「社会福祉施設等調査(厚生労働省)」の各年10月1日時点の保育施設に従事する保育士の数(常勤換算従事者数)を元に、平成29年までは、厚生労働省(子ども家庭局)で保育所等の回収率(例:平成28年の回収率:93.9%、平成29年の回収率:94.3%)の変動を踏まえ、割り戻して算出したもの。平成30年以降は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

※ 平成27年以降は、保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭、講師を含む)及び小規模保育事業に従事する者のうち保育士資格保有者の数を含む。平成30年以降は、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に従事する者のうち保育士資格保有者の数を含む。

※ 「保育士の年収」は、「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」における各年6月の月収と前年の賞与から算出。令和2年より、復元倍率の計算方法の変更と職種区分変更に伴う保育教諭の除外等の変更が行われていることから、令和元年以前の結果との比較には留意が必要。



幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業

令和4年度予算額(案)
(前年度予算額)

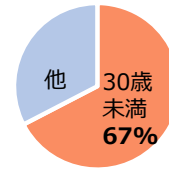
1.3億円
1.2億円



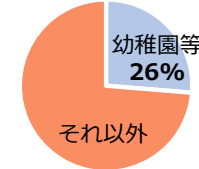
現状

- 養成校生の多くが他業種へ就職
 - 平均勤続年数が短い
 - 離職者の再就職が少ない
- などにより、**人材需要の高止まりに供給が追いついていない**

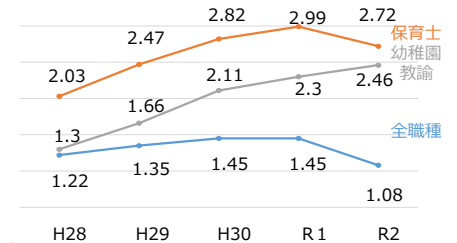
R1年度 幼稚園教諭
離職者の年齢



H30年度幼稚園教諭
免許取得学生の就職

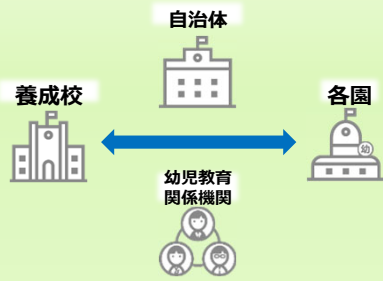


有効求人倍率の推移 (年平均)



幼児教育スタートプランの実践者となる**質の高い人材が園に定着し、キャリアステージに合わせて体系的に資質を向上**させていけるよう、総合的かつ効果的な取組を実施するとともに、好事例の横展開を行う必要性

養成校からの採用の強化



- 課題**
- ・ミスマッチ解消による早期離職防止
 - ・幼児教育施設への志望者の増

- 取組例**
- 全国的な就職動向、学生の志向を踏まえた採用活動の実施
 - 男子学生など**園への就職実績が少ない層**へのアプローチ
幼稚園教諭の男女比…約**1:14**

定着・キャリアアップ

- 課題**
- ・質の高い人材の定着・キャリアアップを一層促進する必要がある
指導力が成熟するのは**10年**との研究 ↔ 平均勤続年数は**約7年**

- ・キャリアステージに合わせた資質向上の機会の確保
OECD幼児教育・保育白書によれば、資質向上の機会は**教育の質を向上**させるだけでなく、**離職率の低下**とも関連する

- 取組例**
- 預かり保育の専任者、業務支援員等を活用した「**ジョブ型雇用**」の展開
 - 体系的な研修実施、履歴管理及び受講促進のための広域的なシステム構築

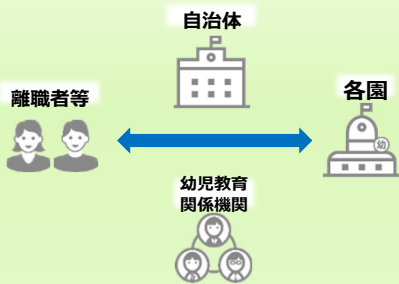


- 課題**
- ・幼稚園教諭・保育教諭は二種免許状保有者が多い
※R1年度 幼稚園教諭：**71%** 小学校教諭：13%
※一種免許状の取得機会は拡大しているが、中央教育審議会の議論を踏まえながら、資質向上に一層資する免許上進の在り方を検証する必要

- 取組**
- 大学・教育委員会による **免許法認定講習**の開設等



再就職・転職による採用の促進



- 課題**
- 経験豊富な人材が園に復帰するキャリアパスの確立

- 取組例**
- 再就職者自身の子供への保育や子育て支援の充実
 - **離職者等の人材情報の集約**と復職・転職に向けた情報発信

事業規模



自治体・幼稚園団体等 1,200万円 8団体 (人材確保等)
養成校等 200万円 16団体 (免許法認定講習の開設等)

委託先

自治体・幼稚園団体・養成校等

幼稚園の人材確保・活躍に向けた ガイドブック



令和元年度文部科学省委託事業
「幼稚園の人材確保支援の効果・課題に係る調査分析」報告書

誰のためのガイドブック？



このガイドブックは、**幼児教育の質の向上を願う、すべての方に手に取っていただきたいと考えています。**

ガイドブックでは、幼児教育を担う人材の確保、活躍に向けた全国の様々な取組を事例集として紹介しています。その中には、幼稚園、認定こども園の取組もあれば、幼児教育関連団体（私立幼稚園連合会等）による取組、また、自治体や養成校の取組も含まれます。地域も様々です。事例はどこから読み進めていただいても構いません。ご自身の現在の立場や、課題認識に近い事例からご覧いただくのもよいですし、あるいは、異なる立場の団体の取組をもとに、組織が連携して、一丸となって課題に取り組むためのヒントを探っていただくこともできます。

ガイドブックの構成と特徴



ガイドブックの1章、2章では、現在の幼稚園教諭をめぐる人材の採用、定着・活躍、再就職に関する状況について、現場で得られた様々なデータをもとに、現状の把握と課題の整理を行っています。現在、幼児教育に携わっている方もそうでない方も、幼児教育の現場で、先生が普段何を考え、何に困っているのか、分かち合うために活用いただきたいと考えています。

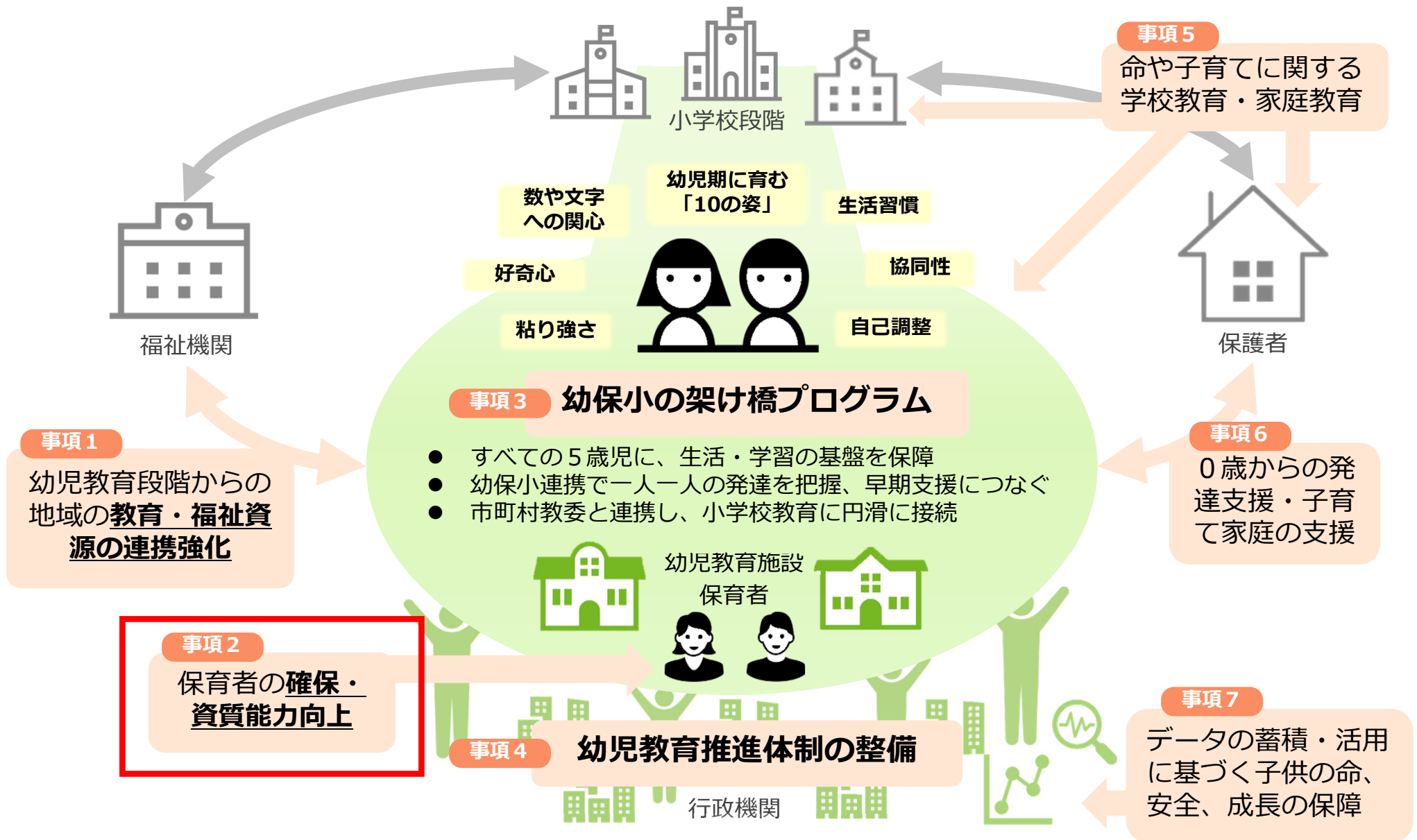
3章以降では、幼児教育を担う人材の確保、活躍に向けた全国の様々な取組を事例集として紹介しています。各園の経営に携わる方に役立つ情報もあれば、園で働く中堅・若手の先生方が、明日から実践できるヒントも盛り込んでいます。

このガイドブックは、2つのことを重視して編集を行いました。ひとつは「**一歩を踏み出してもらうヒントとなること**」です。このため、各事例で用いられた実際のツール等もご紹介しています。また、課題に対する「はじめの一歩」として、すぐに現場で行動に移せそうな提案も盛り込んでいます。

もうひとつは「**幼児教育に携わる様々な主体が連携すること**」の重要性をお伝えしたいという点です。幼稚園の教諭の活躍に係る課題は、どれも一筋縄でいかないことばかりです。事例では、園と幼稚園団体、大学と都道府県など、様々な主体が連携して課題に取り組んでいる事例を豊富に盛り込んでいます。連携するからこそ取り組めること、効果が出ることに注目して、読み進めていただければ幸いです。

幼児教育スタートプランのイメージ

以下の事項を、幼児期の教育に関する基本的な計画として位置付け、一体的に実行することで、子供の未来への架け橋となる社会システムを構築。



市町村等による一体的な幼児教育推進体制の整備、
アドバイザー派遣で保育現場を支える